健全化判断比率説明資料

令和７年度決算

（速報値）

宇城市総務部財政課

令和８年８月

目次

１．財政健全化法制定の背景 ……1

２．健全化判断比率等の対象範囲 ……2

３．早期健全化段階・財政再生段階のイメージ …… 2

４．宇城市における健全化判断比率等の状況 …… 3

（１）実質赤字比率

（２）連結実質赤字比率

（３）実質公債費比率

（４）将来負担比率

５． まとめ ～現状分析と今後の動向～ ……8

６． 参考資料（県下１４市の状況） ……9

（１）実質公債費比率の推移

（２）将来負担比率の推移

７． 用語解説 …… １１

１．財政健全化法制定の背景

① 夕張市問題

炭鉱閉山に伴う人口流出や、地域振興のための過度な観光施設整備等により財政が悪化したが、それに加え、意図的な財務処理（赤字隠し）により、赤字が著しく大きくなっていった。平成 19 年 3 月、地方財政再建促進特別措置法（旧再建法）に基づく「財政再建計画」を総務大臣に提出し、事実上、財政破綻した。

指　標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
夕張市（H19）	*730.71*	*739.45*	*39.6*	*1237.6*

② 旧制度での課題

（ア）財政再建団体（レッドカード）の基準しかなく、財政悪化を早期に防止（把握）することが不可能

（イ）普通会計を中心にした収支の指標（実質赤字比率）のみの分析報告であったため、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない

（ウ）公営企業にも早期是正機能がなかった

（エ）分かりやすい財政情報の開示等が不十分

平成 19 年 6 月 『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』公布

※ 平成 19 年度決算から適用

① 地方自治体の財政状況を「健全段階」・「財政の早期健全化（イエローカード）」・「財政の再生（レッドカード）」の３段階に分類し、早期の健全化を図る。

② 一般会計等だけでなく、特別会計、公営企業会計、一部事務組合・広域連合、さらに第三セクター等まで含めた財政指標（連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を新たに導入。

③ 公営企業においても新たな財政指標（資金不足比率）を導入し、早期の経営健全を図る。

④ 毎年度、前年度の決算に基づく財政指標を、その資料とともに監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならない。

⑤ 財政指標が悪化し、早期健全化基準（イエローカード）以上である場合には『早期健全化団体』となり、財政健全化計画策定や外部監査が必要で、自主的な改善努力による財政健全化を図る。

⑥ さらに財政が悪化し、財政再生基準（レッドカード）以上である場合には、『財政再生団体』となり、財政再生計画の策定、地方債の制限など、国等の関与による確実な再生を図る。

2．健全化判断比率等の対象範囲

宇城市の令和７年度決算に係る健全化判断比率等の対象となる会計は、以下のとおりです。

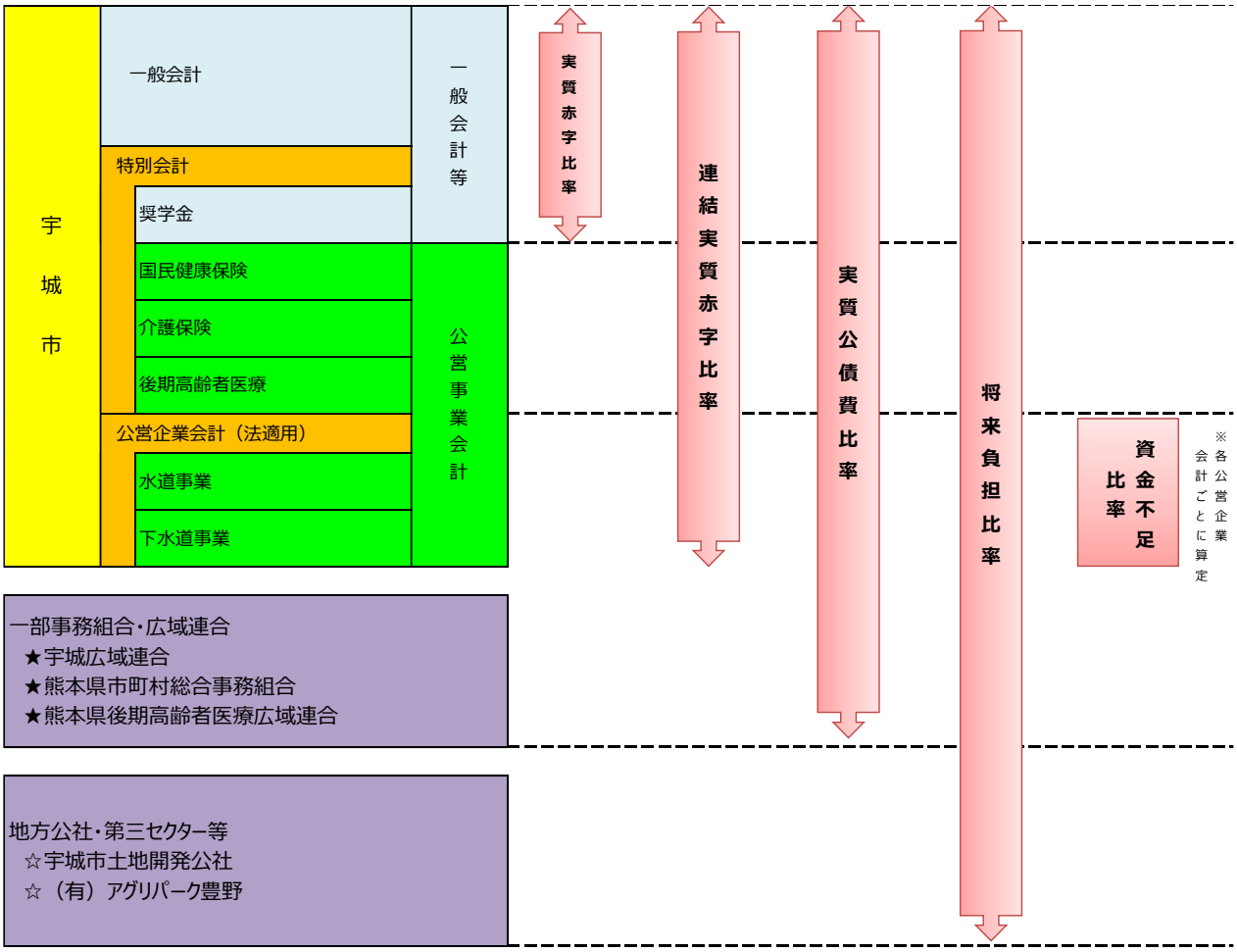

3．早期健全化段階・財政再生段階のイメージ

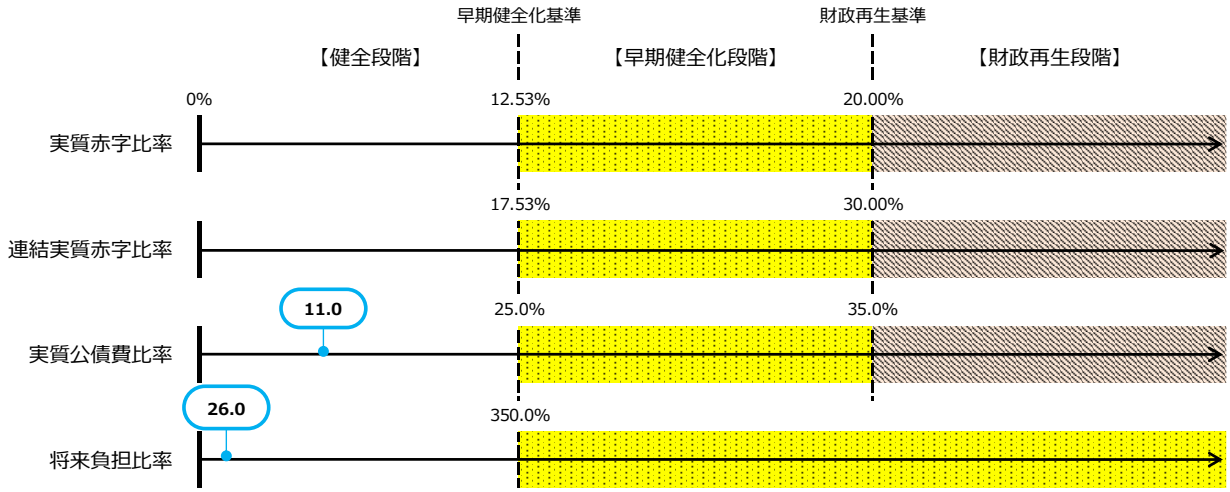

４．宇城市における健全化判断比率等の状況

（１）実質赤字比率 ・・・ 宇城市：該当なし

・実質赤字比率の状況

（単位：百万円・%）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7（速報値）	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	**12.53**	**20.00**
△①/②	△ 4.87	△ 4.78	△ 5.70	△ 5.25	△ 4.50	△ 4.57		
① 実質収支額	860	878	1,033	962	836	882		
② 標準財政規模	17,659	18,333	18,122	18,293	18,545	19,282		

※ 実質赤字比率は黒字であるため、「－」で表示しています。

地方公共団体の一般会計等（一般会計、奨学金特別会計）について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を標準財政規模の額で除して得た指標です。当該指標が生じた場合は、歳出削減策や歳入増加策を講じて、赤字の早期解消を図る必要がありますが、本市の令和７年度決算においては、8 億 82 百万円の黒字であるため、問題ありません。

（２）連結実質赤字比率 ・・・ 宇城市：該当なし

・連結実質赤字比率の状況

（単位：百万円・%）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7（速報値）	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	**17.53**	**30.00**
△①/②	△ 12.62	△ 13.28	△ 14.03	△ 12.42	△ 10.05	△ 11.60		
① 実質収支額	2,230	2,436	2,543	2,273	1,864	2,238		
一般会計	859	877	1,033	961	835	881		
奨学金特別会計	1	1	1	1	1	1		
国民健康保険特別会計	34	3	△ 105	△ 35	9	241		
介護保険特別会計	372	435	543	487	156	221		
後期高齢者特別会計	7	6	7	8	7	8		
水道事業会計	389	386	377	477	518	539		
市民病院事業会計	444	364	359					
下水道事業会計	124	364	328	374	338	347		
② 標準財政規模	17,659	18,333	18,122	18,293	18,545	19,282		

※ 連結実質赤字比率は黒字であるため、「－」で表示しています。

地方公共団体の一般会計等のほか、国民健康保険特別会計など、すべての会計の赤字や黒字を合算して、全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を標準財政規模の額で除して得た指標です。公営事業会計は、料金収入などを主な財源として運営されるものですが、赤字経営であるケースも少なくなく、これらの経営状況が悪化すると、一般会計からの負担も増大することとなります。当該指標が生じた場合は、（１）実質赤字比率同様に赤字の早期解消を図る必要がありますが、本市の令和７年度決算においては 22 億 38 百万円の黒字であるため、問題ありません。

なお、国民健康保険特別会計における実質収支額は、税率の改正等により、令和６年度から黒字に転じており、令和７年度は 241 百万円（対前年度比＋232 百万円）の黒字となっています。

（3）実質公債費比率 ・・・ 宇城市：11.0%

・実質公債費比率の状況

（単位：百万円・%）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7（速報値）	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	**8.7**	**9.1**	**10.4**	**10.7**	**11.0**	**11.0**	**25.0**	**35.0**
単年度比率 （A÷B×100）	(9.8)	(10.6)	(10.9)	(10.8)	(11.4)	(10.9)		
A 分子（①－②－④）	1,390	1,562	1,574	1,573	1,712	1,690		
B 分母（③－④）	14,090	14,723	14,390	14,509	14,910	15,502		
① 実質公債費	5,003	5,209	5,373	5,450	5,432	5,596		
元利償還金の額	3,977	4,223	4,494	4,576	4,531	4,683		
公営企業債償還財源繰入金	949	839	646	650	702	595		
一部事務組合等地方債償還財源負担金	67	91	183	196	185	302		
その他の準元利償還金	10	56	50	28	14	16		
② 公債費充当特定財源	44	37	67	93	85	126		
③ 標準財政規模	17,659	18,333	18,122	18,293	18,545	19,282		
④ 普通交付税算入公債費	3,569	3,610	3,732	3,784	3,635	3,780		

※ 実質公債費比率の数値は、3カ年平均値で表します。（R7年度比率 ＝ R5～R7年度単年度比率の平均値）

※ 単年度の実質公債費比率 ＝{（①－②－④）÷（③－④）}×100 小数点第1位未満切り捨て

地方公共団体の一般会計等のうち、義務的経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模等で除して得た数値の３カ年平均値による指標です。借入金の返済については、短期間での削減や、先送りすることが困難なものであるため、本指標が高くなるほど、財政の弾力性の低下を招き、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体に転落する可能性が高まります。本市の令和 7 年度決算においては、借入金返済額等 55 億 96 百万円のうち、実質的な負担額は 16 億 90 百万円となっており、約 70%が国から配分される地方交付税等で賄われます。

結果として前年度と変わらず、11.0%となりましたが、早期健全化基準を大幅に下回り、健全段階に位置しています。また、単年度の比率を前年度と比較すると、標準財政規模が増加（＋7 億 37 百万円）したことなどから、0.5 ポイント低下しています。

分子の増減分析：前年度比▲22 百万円

- 合併特例事業債において、平成 26 年度に借入れた生活道路整備事業等の償還終了等に伴う償還額は減少したが、令和 5 年度に借入れた小中学校建替事業の償還が本格化し、償還額が増加したことにより、「元利償還金の額」が増加（対前年度比＋1 億 52 百万円）
- 宇城広域連合で実施した宇城クリーンセンターのエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る補正予算債償還費の増額等により「普通交付税算入公債費」の増加（対前年度比＋1 億 45 百万円）
- 公共下水道事業において、使用料の改定に伴う下水道使用料の増額によって、分流式下水道等に要する繰入金が減額したことにより「公営企業債償還財源繰入金」が減少（対前年度比▲1 億 7 百万円）

分母の増減分析：前年度比＋5 億 92 百万円

- 物価高騰対応（価格転嫁対策）に必要となる経費の算定及び生活保護費の追加需要分の一部を措置するために臨時費目として創設された「臨時経済対策費」の増加に伴う普通交付税額の増加により「標準財政規模」が増加（対前年度比＋7 億 37 百万円）

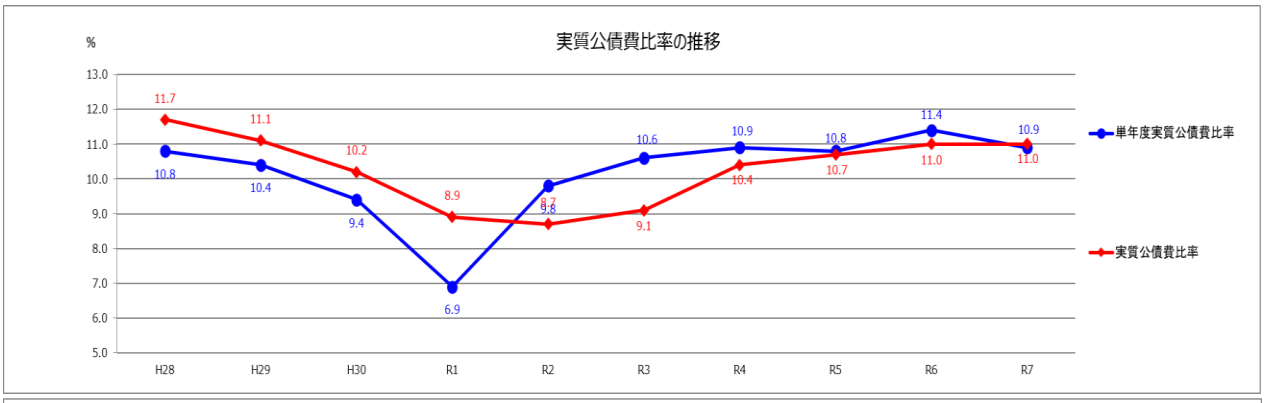
実質公債費比率の推移
%
13.0
12.0
11.0
10.0
9.0
8.0
7.0
6.0
5.0
H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7
11.7 11.1 10.2 8.9 9.7 9.1 10.4 10.7 11.0 11.0
10.8 10.4 9.4 6.9 9.8 10.6 10.9 10.8 11.4 10.9
単年度実質公債費比率
実質公債費比率

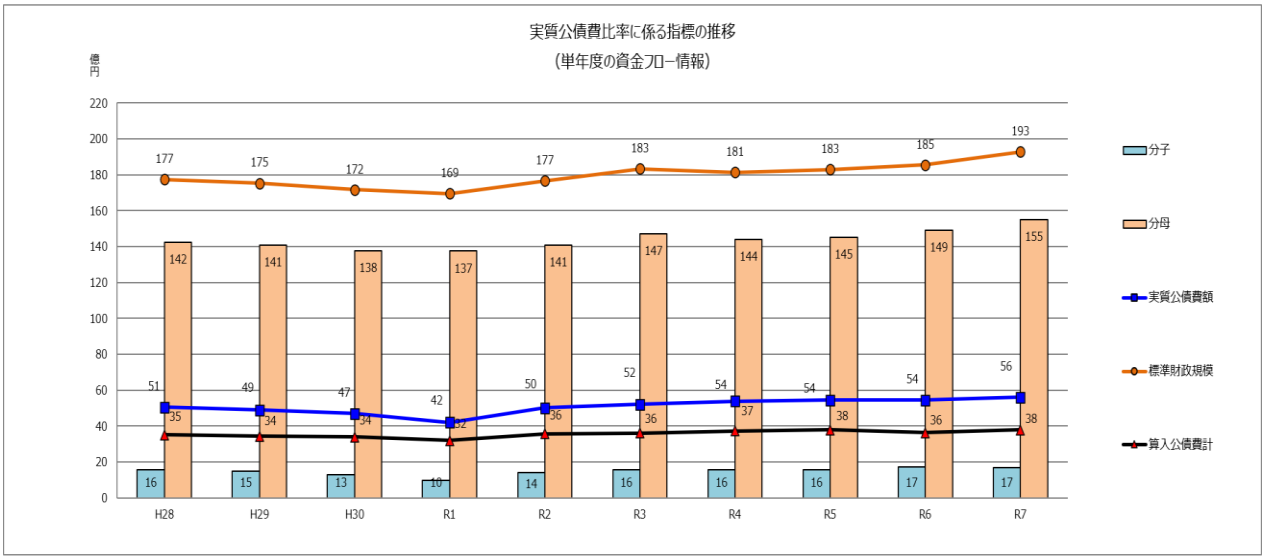
実質公債費比率に係る指標の推移
(単年度の資金フロー情報)
億円
220
200
180
160
140
120
100
80
60
40
20
0
H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7
177 175 172 169 177 183 181 183 185 193
142 141 138 137 141 147 144 145 149 155
51 49 47 42 50 52 54 54 54 56
35 34 34 32 36 36 37 38 36 38
16 15 13 10 14 16 16 16 17 17
分子
分母
実質公債費額
標準財政規模
算入公債費計

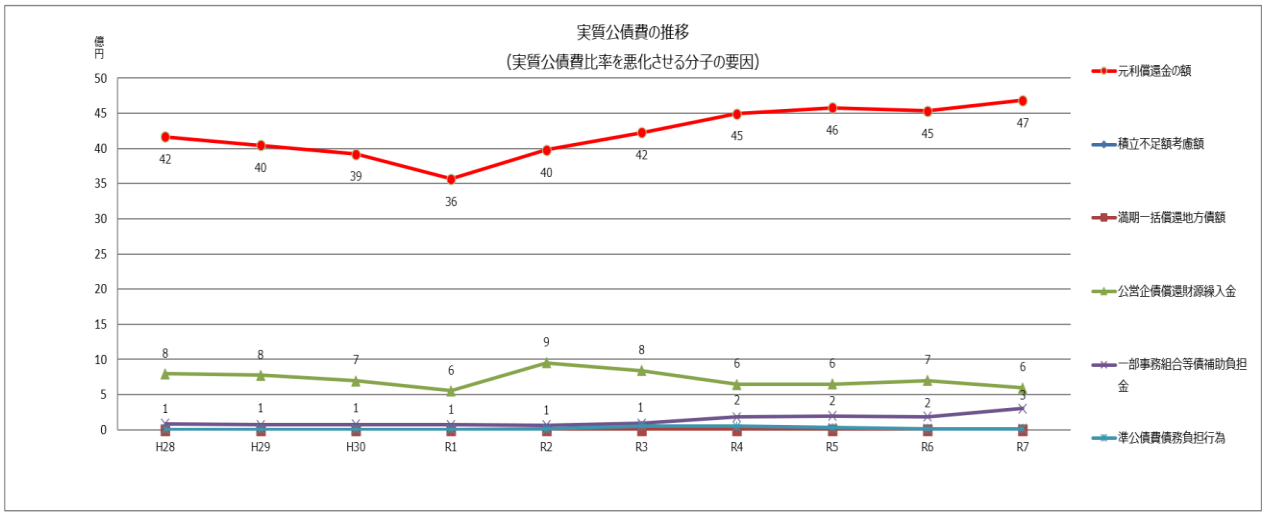
実質公債費の推移
(実質公債費比率を悪化させる分子の要因)
億円
50
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7
42 40 39 36 40 42 45 46 45 47
8 8 7 6 9 8 6 6 7 6
1 1 1 1 1 1 2 2 2 3
元利償還金の額
積立不足額考慮額
満期一括償還地方債額
公営企債償還財源繰入金
一部事務組合等債補助負担金
準公債費債務負担行為

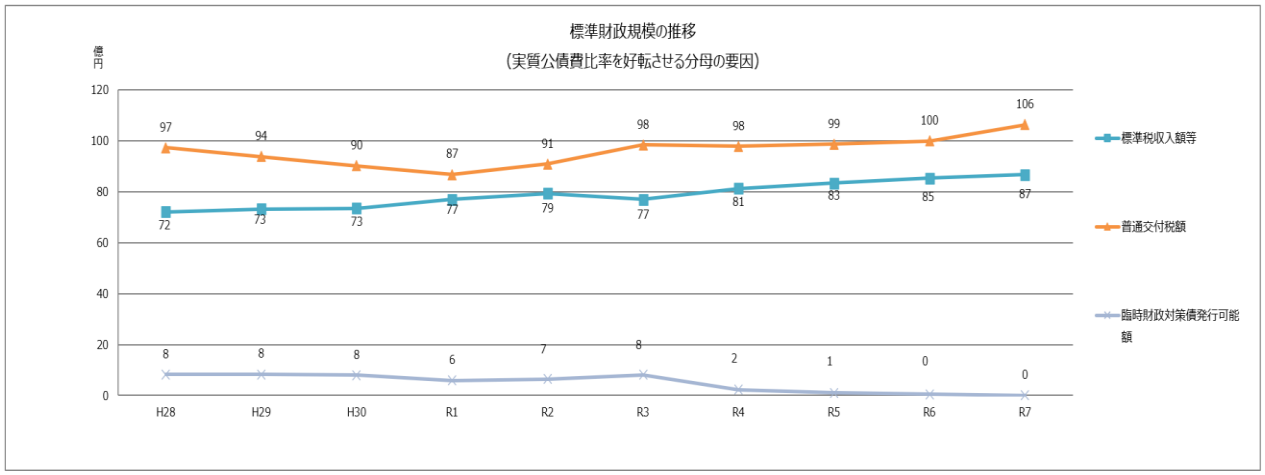
標準財政規模の推移
(実質公債費比率を好転させる分母の要因)
億円
120
100
80
60
40
20
0
H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7
97 94 90 87 91 98 98 99 100 106
72 73 73 77 79 77 81 83 85 87
8 8 8 6 7 8 2 1 0 0
標準税収入額等
普通交付税額
臨時財政対策債発行可能額

（4）将来負担比率 ・・・ 宇城市：26.0%

・将来負担比率の状況

（単位：百万円・%）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7（速報値）	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	**15.1**	**22.9**	**22.7**	**23.2**	**30.4**	**26.0**	**350.0**	
A 分子（①－②）	2,131	3,386	3,272	3,367	4,539	4,043		
B 分母（③－④）	14,090	14,723	14,390	14,509	14,910	15,502		
① 将来負担額	53,080	55,694	55,355	56,868	56,808	55,659		
地方債の現在高	41,989	42,782	41,217	41,322	40,331	39,997		
債務負担行為支出予定額	66	65	54	43	33	22		
公営企業債等繰入見込額	7,097	8,458	7,349	6,543	7,192	5,964		
一部事務組合負担等見込額	732	1,746	3,970	5,827	6,122	6,366		
退職手当負担見込額	3,196	2,643	2,765	3,133	3,130	3,310		
設立法人負債額等見込額	-	-	-	-	-	-		
連結実質赤字額	-	-	-	-	-	-		
組合等連結実質赤字額負担見込額	-	-	-	-	-	-		
② 公債費充当特定財源	50,949	52,308	52,083	53,501	52,269	51,616		
充当可能基金	12,981	13,043	13,872	15,479	15,904	16,632		
充当可能特定歳入	1,098	1,277	1,208	1,132	1,053	985		
交付税算入見込額	36,870	37,988	37,003	36,890	35,312	33,999		
③ 標準財政規模	17,659	18,333	18,122	18,293	18,545	19,282		
④ 交付税算入公債費	3,569	3,610	3,732	3,784	3,635	3,780		

※ 将来負担比率 ＝{（①－②）÷（③－④）}×100　小数第1位未満切り捨て

※ 合併市町村振興基金分（3,034百万円）については、基金の使途が条例よりも上位の法令に定められているため、充当可能基金から除外

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担すべき負債額から償還に充てることが可能な基金等の額を控除して得た将来負担額を標準財政規模等で除した指標です。（１）～（３）の３つの指標はフロー指標と言われるもので、当該年度における現金の流れによる状況を示すものですが、これらだけでは地方公共団体の負債の状況や将来の見通しが十分につかめないため、新たに導入されたストック指標となります。本指標が高い場合は、当該団体の標準財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、今後の財政運営が圧迫される可能性があります。本市の令和７年度決算において、将来負担額 556 億 59 百万円は、国から交付される地方交付税や市の基金等の公債費充当特定財源 516 億 16 百万円で賄われるため、実質的な負担額は 40 億 43 百万円となり、前年度から 4.4 ポイント低下し、26.0%となりました。

分子の増減分析：前年度比▲4 億 96 百万円　※分母の増減分析は、（3）参照

- 下水道事業（分流式下水道等に要する経費）における繰出基準額の減少（▲10 億 70 百万円）等により、「公営企業債等繰入見込額」が減少（対前年度比▲12 億 28 百万円）
- 宇城広域連合で実施した宇城広域連合南消防署三角分署移転改築整備事業に係る地方債発行に伴う本市の負担額の増加等により、「一部事務組合負担等見込額」が増加（対前年度比＋2 億 44 百万円）
- 財政調整基金において、令和６年度に歳計剰余金の積立を行ったこと（4 億 20 百万円）、国営緊急農地再整備事業基金において、事業最終年度（令和 16 年度）に県に対する負担金 22 億 14 百万円に充てるための元金積立（2 億 27 百万円）等により、「充当可能基金」が増加（対前年度比＋7 億 28 百万円）
- 国税の増収等により臨時財政対策債の発行可能額が令和７年度からゼロとなり、また財政上有利な合併特例事業債も、発行可能額が上限に達した令和７年度から新規発行ができなくなったことで地方債現在高が減少し、併せて「基準財政需要額算入見込額」も減少（対前年度比▲13 億 12 百万円）

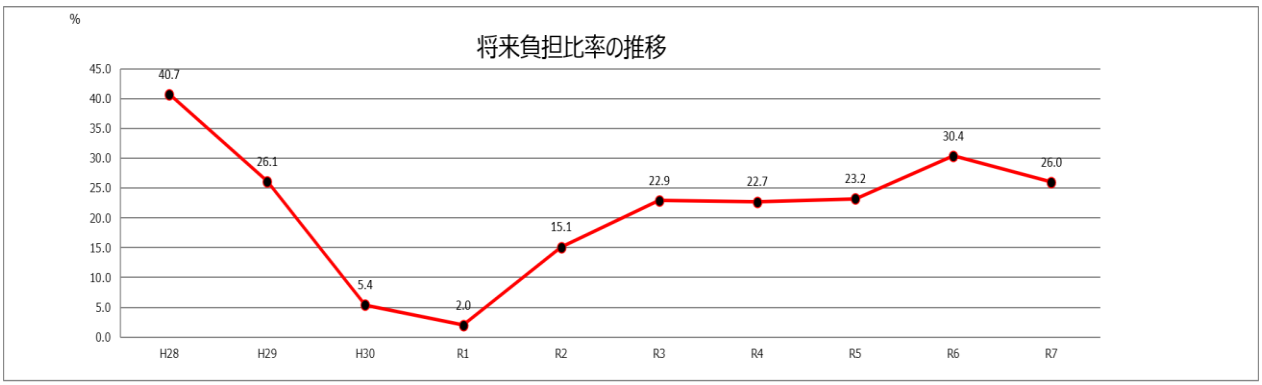
将来負担比率の推移
%
40.7
26.1
5.4
2.0
15.1
22.9
22.7
23.2
30.4
26.0
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

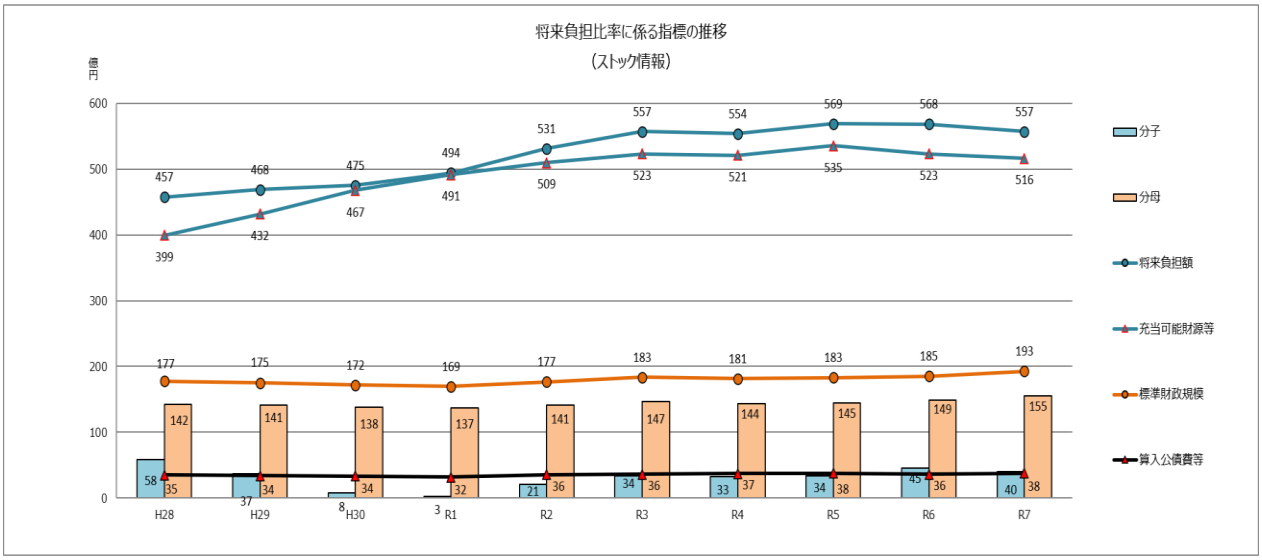
将来負担比率に係る指標の推移
（ストック情報）
億円
分子
分母
将来負担額
充当可能財源等
標準財政規模
算入公債費等

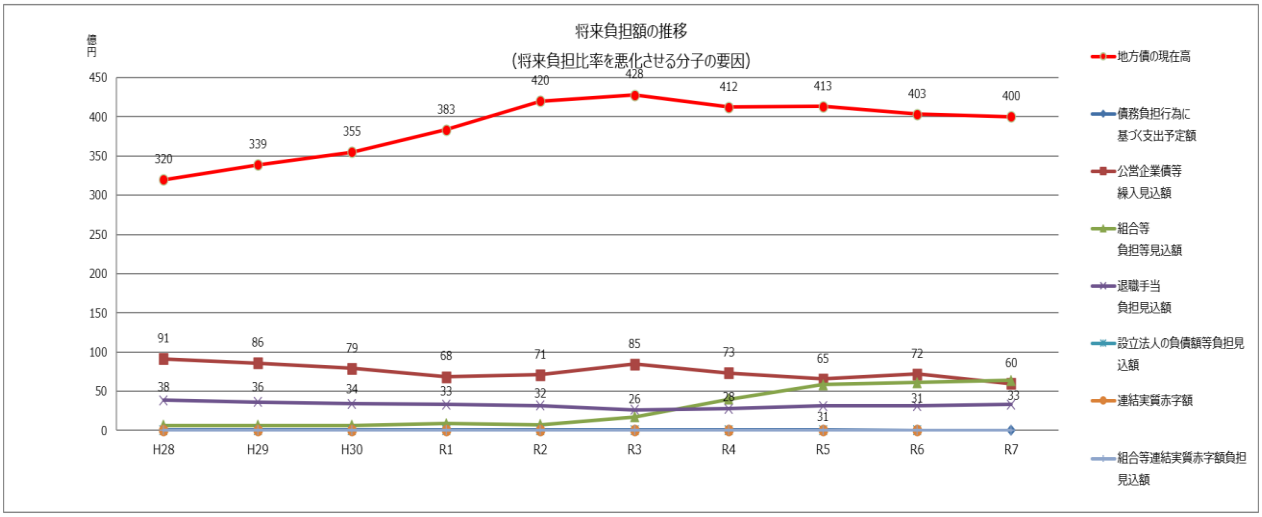
将来負担額の推移
（将来負担比率を悪化させる分子の要因）
億円
地方債の現在高
債務負担行為に基づく支出予定額
公営企業債等繰入見込額
組合等負担等見込額
退職手当負担見込額
設立法人の負債額等負担見込額
連結実質赤字額
組合等連結実質赤字額負担見込額

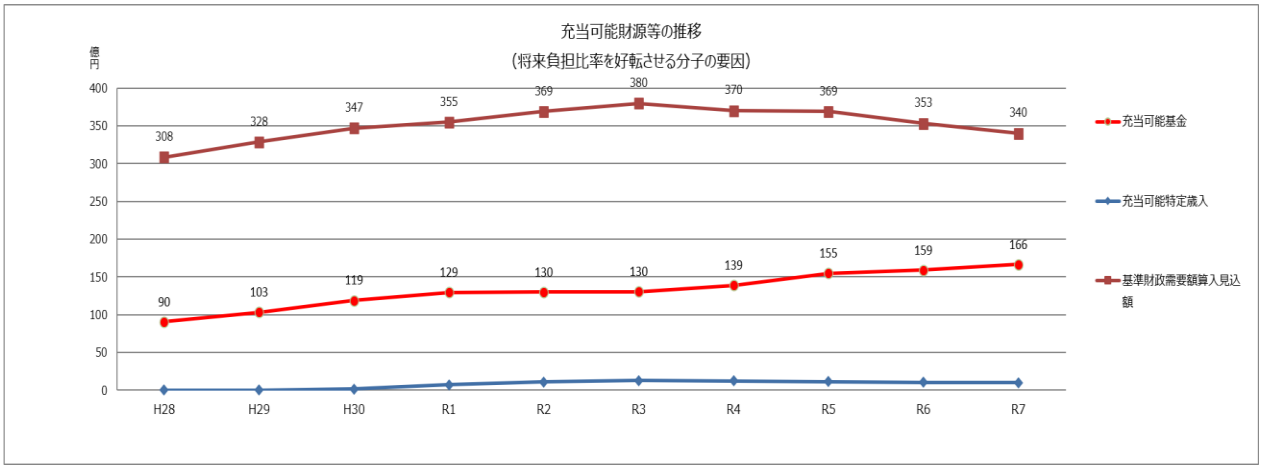
充当可能財源等の推移
（将来負担比率を好転させる分子の要因）
億円
充当可能基金
充当可能特定歳入
基準財政需要額算入見込額

５．まとめ ～現状分析と今後の動向～

平成19年度に財政健全化法が施行されてから、本市の『実質公債費比率』及び『将来負担比率』は、健全段階の範囲内に位置しているため、財政状況は健全な状態であると言えますが、「６．参考資料」を見てみると、県内 14 市の中で実質公債費比率及び将来負担比率の高さは下位に位置していることが分かります。

本市では、普通交付税の合併特例期間終了後の影響を見据え、後年度に円滑な財政運営を行うためには、各比率のさらなる改善が必要と判断し、財政調整基金などの充当可能基金の増資、地方債現在高の縮小や公営企業の健全化、職員数の削減による退職負担金の縮小など様々な財政健全化施策に取り組んできました。

指 標 名	令和６年度	令和７年度	増減
実質公債費比率	11.0（12 位）	11.0（12 位→）※1	－
将来負担比率	30.4（ ９位）	26.0（ ９位→）※1	▲4.4

※1…令和７年度の県内 14 市における本市の順位は、令和８年７月末日時点の速報値であるため、変更となる場合があります。

令和７年度の特徴として、地方債の現在高及び公営企業債等繰入見込額の減少に伴う「将来負担比率の低下」が挙げられます。宇城広域連合における宇城広域連合南消防署三角分署移転改築整備事業に係る地方債発行に伴う本市の負担額が増加したこと等により「一部事務組合等見込額」が前年度と比較して２億 44 百万円増加しましたが、合併特例事業債において、令和５年度に借入れた小中学校建替事業の償還が本格化したこと等により「地方債の現在高」が前年度と比較して３億34 百万円減少し、下水道事業における分流式下水道等に要する経費の繰出基準額が減少したこと等により「公営企業債等繰入見込額」が前年度と比較して 12 億 28 百万円減少しました。以上のようなことから、前年度と比較して 4.4 ポイント低下しました。

今後の動向としては、将来負担額から公債費充当財源を除いた分子の増加が懸念されます。これまで国から交付される地方交付税措置が有利な合併特例事業債を活用して普通建設事業を実施してきましたが、令和６年度に発行限度額（301 億 48 百万円）に到達したことにより、今後は同地方債と比較して地方交付税措置が低い地方債の活用となります。そのため、「元金償還額以上に地方債を発行しない」方針の下、普通建設事業の抑制や平準化の取り組みを行い、地方債の現在高を徐々に減少させていく予定としていますが、交付税措置が低い地方債の活用となるため、市の実質的な負担が増えることが想定されます。

分母については、標準財政規模の半分以上を占める普通交付税の動向を注視する必要があります。旧町ごとに算定していた平成 26 年度に比べて、一本算定へと完全に移行した令和２年度では約 10 億円減となりましたが、近年は物価高騰対策や地域社会デジタル化推進等による国の政策的支援に伴い増加傾向にあります。

以上のことから、将来負担比率は、基金の取り崩し状況にも影響されますが、『横ばい』若しくは『上昇』すると想定しています。また、令和２年度まで低下していた本市の実質公債費比率は、今後もやや『上昇』すると想定しています。

最後に、自主的な財政健全化の取組みにより財政状況は着実に改善されてきましたが、少子高齢化社会・人口減少問題、自然災害の発災、物価高騰等による先行きが見えない社会経済状況を鑑みると、決して安心できるものではありません。地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない本市の状況に変わりはなく、今後も引き続き、適正課税・滞納整理による自主財源の確保や移住定住の取組みを進める一方で、施設の統廃合や事務事業の簡素化・整理合理化等による歳出経費の削減を徹底していきます。また、普通交付税の変動や災害等の緊急的財政出動に対応するため、基金の増資を図りつつ、有利な地方債を模索・活用することで、最小の経費で最大の行政サービスを持続的に行えるよう、財政健全化の取組みをより一層進めていきます。

６．参考資料（県内１４市の状況）

（１）実質公債費比率の推移

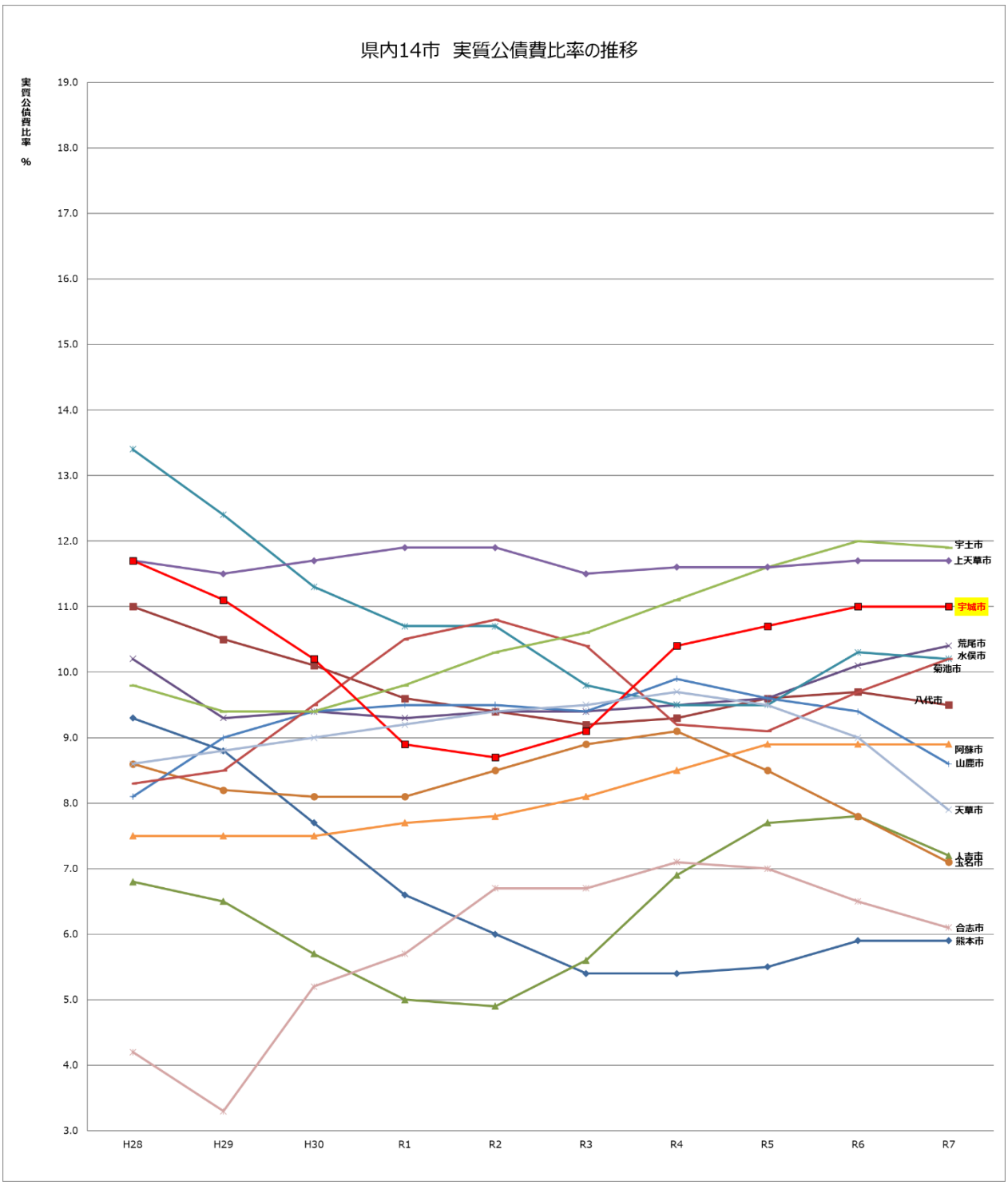

※令和７年度数値は、令和８年７月末日時点の速報値であるため、変更となる場合があります。

（２）将来負担比率の推移

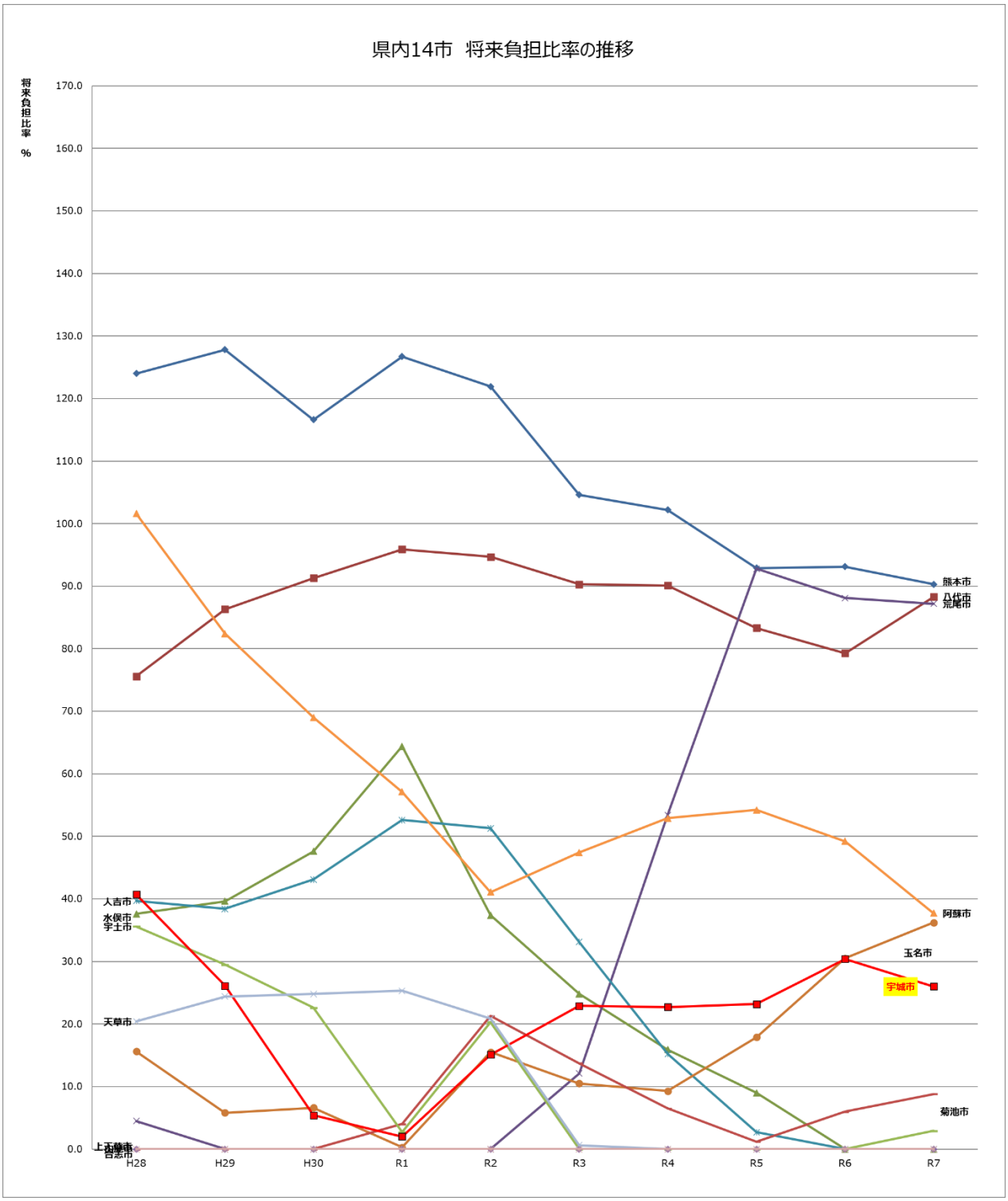

※令和７年度数値は、令和８年７月末日時点の速報値であるため、変更となる場合があります。

7．用語解説

<table>
<tr><td rowspan="2">実質赤字比率</td><td colspan="2">一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
☆早期健全化基準：11.25～15%（団体の財政規模による） ／ ★財政再生基準：20%</td></tr>
<tr><td>計算式</td><td>一般会計等の実質赤字額
標準財政規模
❑ 実質赤字‥繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
・繰上充用額 ＝ 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
・支払繰延額 ＝ 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
・事業繰越額 ＝ 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
❑ 標準財政規模‥地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">連結実質
赤字比率</td><td colspan="2">全会計を対象とした実質赤字額（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
☆早期健全化基準：16.25～20%（団体の財政規模による） ／ ★財政再生基準：30%</td></tr>
<tr><td>計算式</td><td>連結実質赤字額：（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）
標準財政規模
❑ イ‥一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
❑ ロ‥公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
❑ ハ‥一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
❑ ニ‥公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>実質公債費比率
（3ヵ年平均）</td><td>公債費にかかる財政状況を図る指標で、平成 18 年度に地方債の発行が「許可制」から「協議制」へ移行したことに伴い、従来までの公債費比率や起債制限比率に代わって導入されたもの
◆18%以上＝地方債の許可団体
◆18%～25%＝公債費負担適正化計画策定を条件に地方債発行が許可される
☆早期健全化基準：25% ／ ★財政再生基準：35%（地方債発行が一部制限）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">実質公債費比率
（3 ヵ年平均）</td><td rowspan="2">計
算
式</td><td>$\frac{\text{（元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$</td></tr>
<tr><td>❑ 準元利償還金・・イ～ホまでの合計額
・イ ＝ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合の 1 年あたり元金償還相当額
・ロ ＝ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
・ハ ＝ 一部事務組合等への負担金・補助金等のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
・ニ ＝ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
・ホ ＝ 一時借入金の利子</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">将来負担
比率</td><td rowspan="2">計
算
式</td><td>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率
☆早期健全化基準：350% ／ ★財政再生基準：なし</td></tr>
<tr><td>$\frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$
❑ 将来負担額・・イ～チまでの合計額
・イ ＝ 前年度末における一般会計等の地方債現在高
・ロ ＝ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）
・ハ ＝ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
・ニ ＝ 宇城市が加入する組合の地方債の元金償還に充てる宇城市からの負担等見込額
・ホ ＝ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
・ヘ ＝ 宇城市が設立した一定の法人の負債の額、その法人の債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
・ト ＝ 連結実質赤字額
❑ 充当可能基金額・・イ～への償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金の前年度末における残高合計額
❑ 特定財源見込額・・イ～ニの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額
❑ 基準財政需要額算入見込額・・地方交付税法により、イ～ニに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額</td></tr>
</table>